

盗撮を取り締まる新しい法律について

先月号
の続き

新しい法律は…

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

略して **性的姿態撮影等処罰法** という名前です。

【2条】 性的姿態等撮影…4つの行為類型を規制 盗撮はこれで規制！



性的姿態とは、性的な部位（性器や肛門とこれらの周辺部）、着用している下着、性行為中の姿のことを言います。



2条の4類型はこれ！



★ 罰則は **3年以下の懲役または300万円以下の罰金**です。

(条例違反は1年以下の懲役または100万円以下の罰金です)

他にも新たに規制されるようになったのが…

【3条】 性的影像記録提供等

…盗撮画像や性的姿態等のデータを第三者に提供、不特定多数に公表することを規制

【4条】 性的影像記録保管

…盗撮画像や性的姿態等のデータを第三者に提供、不特定多数に公表する目的で保管することを規制

【5条】 性的姿態等影像送信

…性的姿態がライブ動画配信を規制

【6条】 性的姿態等影像記録

…性的姿態のライブ動画配信のデータを記録することを規制



最近、一般住宅の風呂場での盗撮が増加しています。被害に遭わないために、入浴前は必ず窓の施錠を確認してください。また、センサーライト、防犯カメラの設置も有効的です。



8月28日(月)～9月8日(金)は秋の子供安全対策推進期間です！

子供の見守り活動にご協力をお願いします。



福井県警察本部
人身安全・少年課
LGL事務局

☎ (0776-22-2880)